新

1.株券等に関する業務規程(以下「業務規程」という。)第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

(1)株券

区分	徴収対象者	徴収料	率	
	(略)			
交付手 数料	(略) 交付を受けた参加者(質権者を含む。)	交付に係る株 数 ただし、株 券等に関する 業務規程施行 規則(以下 「業務規程施 行規則」とい う。)第60条	1 株に つき 0.006 円	
	/ m/z >	の3の規定に 基づく交付請求による交付に係る株数を除く。		
(略)				

(注) 1.~4. (略)

(2)~(5) (略)

別表第1(振替件数基準による振替手数料) (1)株券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手	(1)業務規程施行	(略)
数料	<u>規則</u> 第41条第1	
	項各号に規定す	
	る振替請求(同	
	一参加者の区分	
	口座間の振替に	
	係るものを除く	
	。)に基づく振	
	替においては渡	
	方及び受方とな	
	った参加者 (質	
	権者を含む。)	
	、同規則第52条	
	第1項に規定す	
	る振替請求に基	
	づく振替におい	

旧

1.株券等に関する業務規程(以下「業務規程」という。)第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

(1)株券

区分	徴収対象者	徴収料	率
	(略)		
交付手 数料	交付を受けた参加者(質権者を含む。)	交付に係る株数	1株に つき 0.006 円
(略)			

(注) 1.~4. (略)

(2)~(5) (略)

別表第1(振替件数基準による振替手数料) (1)株券

区分	徴収対象者	徴収料率
振替手	(1) 株券等に関す	(略)
数料	る業務規程施行	
	規則(以下「業	
	<u>務規程施行規則</u>	
	<u>」という。)</u> 第	
	41 条第1項各号	
	に規定する振替	
	請求(同一参加	
	者の区分口座間	
	の振替に係るも	
	のを除く。)に	
	基づく振替にお	
	いては渡方及び	
	受方となった参	
	加者 (質権者を	
	含む。)、同規	

で加多のでは、	(略)
() () ()	(/

(注) 1 . · 2 . (略)

(2)~(5) (略)

平成17年4月1日改正附則 (略)

2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率	
	(略)		
単元未		(略)	
満株式			
の買増			
請求の			
取次に			
係る手			
数料			
自己株	業務規程施行規則	1件につき 300円	
<u>式の消</u>	第60条の3に規定		
却に係	する自己株式消却		
<u>る手数</u>	通知書(兼交付請		
<u>米斗</u>	求書)に基づく交		
	付請求を行った参		
	<u>加者</u>		
(略)			

(注) 1.~5. (略)

則第52 条第1項	
に規定する振替	
請求に基づく振	
替においては渡	
方DVP参加者、同	
規則第53条の4	
第1 項若しくは	
第2 項に規定す	
る振替請求又は	
同規則第53条の5	
第1 項若しくは	
第2 項に規定す	
る振替請求(当	
該振替請求にDVP	
口座の受入予定	
証券残高が充当	
される場合に限	
る。)に基づく	
振替においては	
受方DVP参加者	
(2)・(3)(略)	(略)

(注)1.・2. (略)

(2)~(5) (略)

平成 17 年 4 月 1 日改正附則 (略)

2.業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率	
	(略)		
単元未		(略)	
満株式			
の買増			
請求の			
取次に			
係る手			
数料			
(新設)			
(略)			

(注) 1.~5. (略)